

N 中央労福協ニュース NEWS LETTER

労働者福祉中央協議会（中央労福協）
 発行人 花井 圭子
 No.138
 〒101-0052
 東京都千代田区神田小川町3-8 中北ビル5F
 Tel. 03-3259-1287 URL <http://www.rofuku.net>



第1回 幹事会を開催 - 活動計画、主要年間日程を確認 -

中央労福協は2月1日に第2回 三役会、2月9日に第1回 幹事会を、明治大学紫紺館（東京都内）にてそれぞれ開催し、2018年度活動計画を確認した。

幹事会では、中央労福協・神津里季生会長が挨拶し、「数字上では日本経済が上向いているといわれているが、生活を取り巻く問題については依然として厳しい状況が続いている。中央労福協に集う多様な組織それぞれが問題意識を共有し、それらを軸として、世の中に光を灯していく労福協運動へと、ともに盛り上げていきたい。」と述べた。

続いて、中央労福協・花井圭子事務局長が、2018～2019年度の幹事会構成、2018年度主要年間日程（案）、2018年度活動計画（案）、2018～2019年度政策委員会の構成について提案し、いずれも確認された。

2018年度の活動計画では、重点課題として、①奨学金制度改善・教育費負担軽減の取り組み、②生活困窮者自立支援制度の拡充と社会的包摂の推進、生活・就労支援、③ライフサポート活動の推進、④協同事業団体の利用促進、共助拡大の取り組み の4点を設定した。また2019年の中央労福協設立70周年に向けて「2020年ビジョン」の検証・見直しの検討を進めていくこととした。

当面の通常国会への対応としては、生活困窮者自立支援法等改正等への対応や、生活保護基準の引き下げの撤回を求める取り組み、カジノ解禁関連法への対応等を進めていくこととした。

UA ゼンセンからは、サービス産業などの現場で問題となっている利用者による暴言や暴力などのハラスメントの実情の報告があり、サービス提供者の置かれている環境を改善し、消費者とサービス提供者が互いに良い関係性を築いていける社会づくりに向けた啓発など、中央労福協のコーディネーターの役割に期待するとの意見が出された。

主要年間日程では、全国研究集会（6月4日～5日：岡山市）、加盟団体代表者会議（11月21日）など、2018年度の活動日程を確認した。



第1回 ブロック事務局長会議を開催

2月9日、第1回 幹事会に続いて第1回地方労福協ブロック事務局長会議を開催し、意見交換を行った。

会議には全国5ブロックの事務局長が出席し、当面の政策課題と取り組みについて意見交換を行った。2018年度活動計画の具体化をはじめ、2018生活底上げ・福祉強化キャンペーンのあり方、ライフサポート事業の今後の展開、全国研究集会、地方労福協事務担当者研修会、中央労福協70周年へ向けたプロジェクト、ワーキングチームの設置、今後のスケジュール等について再確認した。

生活困窮者自立支援法改正案等 厚生労働省や各政党に要請

中央労福協は2月20日、今国会に提出された生活困窮者自立支援法等改正法案の早期成立や、予算案における生活保護基準の引下げ案の撤回を求め、厚生労働大臣および各政党代表者宛に要請書を送付した。今後、本要請内容に基づいて、予算や法案審議への対応について与野党の事務局や関係議員への働きかけを行っていく。

◆生活困窮者自立支援法改正法案の今国会成立を！

2015年からスタートした生活困窮者自立支援制度が施行3年後の見直しを迎え、関連法の改正案が2月9日に閣議決定され、国会に提出された。同法案は、生活困窮者自立支援制度の基本理念や定義の明確化をはかり、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化をはかるなど大きな前進となるものであり、中央労福協は今国会において速やかな成立をはかるよう求めている。

<改正案で評価できるポイント>

- 基本理念の条項が新設され、「生活困窮者の尊厳の保持」や「就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた包括的・早期的な支援」、「地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備」などが法文に明記された。
- 就労準備支援事業と家計改善支援事業（家計相談支援事業から名称変更）が努力義務化され、国は両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫をはかることとなった。あわせて、両事業と自立相談支援事業とを一体的に実施する場合、家計改善支援事業の補助率を現行の1/2から2/3に引き上げる（本年10月施行）などの改善が盛り込まれた。
- 都道府県の役割が法文上明確化され、市等に対する研修、事業実施体制の支援、市域を超えたネットワークづくりなどの事業が努力義務化され、国の1/2補助が盛り込まれた。
- 子どもの学習支援事業が、生活習慣・育成環境の改善や進路選択に関する助言・相談も含めて強化された。一時生活支援事業についても、見守り・生活支援などが強化された。（2019年4月施行）
- 貧困ビジネスとして批判を受けていた無料低額宿泊所について、規制強化をはかるとともに、良質な施設への生活支援の仕組みが創設された。（2020年4月施行）

中央労福協はこうした点を評価しつつ、今後の方向性として、すべての自治体において就労準備支援と家計改善支援事業の完全実施を早期に達成することや、一時生活支援や子どもの学習支援も含めて自治体の実施率を高めつつ、次期改定において必須化や補助率の引き上げをめざすことなどを、国会審議を通じて明らかにしていくよう要請した。

また、今後の課題として、①安定的な運営と発展のための財源の確保、②相談員・支援員などの育成・確保、雇用の安定、処遇の改善、③委託契約にあたって支援の質や実績を総合的に評価するよう自治体に周知徹底、④支援を効果的に行うための交通費等の実費支給、⑤受け皿となる企業・団体へのインセンティブの実効化・拡充――などを要望した。

関連法案に含まれている生活保護法の改正においては、生活保護世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金（自宅10万円、自宅外30万円）を給付するなど一部前進したことを受けて、貧困の連鎖解消、教育の機会均等の観点から支援策の更なる検討を要望した。

一方で、生活保護受給者に対して後発医薬品（ジェネリック）使用を原則化することについては医療の平等の観点から問題があり、中央労福協は一般の医療被保険者と同様の扱いとするよう修正を求めている。

◆生活保護基準引下げの撤回を！

生活保護基準の見直しについては、2018年度予算案において、生活扶助基準を最大5%引き下げ、3年間で160億円を削減する案が出されている。約7割の世帯で減額となり、児童養育加算（3歳未満）や母子加算が減額されるなど、子どものいる世帯にも大きな影響を与える。前回の見直しでも最大10%減額され、さらに住宅扶助基準・冬季加算の削減が続き、受給者の生活の切り詰めも限界に達している。

生活保護基準は憲法25条が定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する基準であり、生活保護利用者だけでなく一般の国民生活にも大きな影響を与えることから、中央労福協は昨年12月20日に、生活保護基準引下げの撤回を求める神津会長声明を発表した（本紙137号に掲載）。

今回の要請においても基準引下げの撤回を求めるとともに、低所得世帯との均衡方式に変わる「新たな検証方法の開発」を早急に行うことや、国民生活への影響の実態調査・検証を行うことを要望した。また、検証にあたった基準部会の意見が尊重されていないことや、検討過程に当事者が参画していないことから、基準決定のあり方についても見直すよう要請している。

中部ブロック 第44回定期総会を開催

中部労福協は2月22日、金沢市のANAホリディ・イン金沢スカイにおいて第44回定期総会を開催した。近畿6府県、東海3県、北陸3県の12府県より、役員13名、代議員36名、傍聴者他23名の総勢72名が参加した。

総会は斉藤副会長の開会挨拶で幕を開け、総会議長に石川労福協より宮下代議員を選出し議事進行が行われた。冒頭、主催者を代表し中部労福協・小林会長から挨拶があり、続いてご来賓紹介後、中央労福協・花井事務局長、開催地石川県より石川労福協・西田理事長と石川県商工労働部・普赤部長よりそれぞれご祝辞を頂いた。

引き続き議案審議が行われ、小山事務局長より2017年度活動経過報告と会計決算報告について一括報告後、中川監事より2017年度会計監査報告後、満場一致で承認された。続



いて2018—2019年度活動方針案並びに2018年度予算案が一括提案され、満場一致で承認された。活動方針については労働運動・労働者自主福祉運動の理解促進と裾野拡大に向け、中部労福協研究集会や理念・歴史リーダー養成講座等を継続して開催し、事業団体の活動・基盤強化に向けて連携を強めていくことが今後の課題であることが確認された。最後に、新役員体制案が提案され、近畿ブロックの和歌山県より北陸ブロックの富山県へ事務局が移り、辻会長（富山）、副会長に井端（岐阜）・小山（和歌山）、事務局長に宮越（富山）、監事に小林（愛知）・廣石（大阪）がそれぞれ満場一致で承認された。新役員を代表し、辻会長より中央労福協との連携と、12府県の更なる活動強化に取り組んでいきたいと挨拶があり、小林前会長の2年間のご尽力に感謝の意を表した。最後に井端副会長の閉会挨拶により総会を閉会した。

総会終了後、金沢大学国際基幹教育院・鈴木克徳教授から「SDGs（持続可能な開発目標）と労福協の役割」と題してご講演頂いた。SDGsの実現に何をすべきかではなく、目標を立てそれを実践することがSDGsに繋がると貴重な講演を頂いた。

南部ブロック 2018年度定期総会を開催

2018年2月15日、大分市の「全労済ソレイユ」において、南部労福協の2018年度の定期総会が、沖縄県を含む九州全県から役員・代議員及び傍聴者など57名が参加し、開催された。

総会は、南部労福協島袋幹事（沖縄県労福協事務局長）の開会で始まり、議長団に大分県労福協麻生代議員（九州ろうきん）、篠田代議員（全労済）を選出し進められた。

主催者を代表し、佐藤会長が「チームはグループであってはならない。チームは補完的なスキルを持った異質な人材で構成される。助け合いや補い合うことで目標が達成される。組織はチームでなければならない」と挨拶があり、その後、来賓として、中央労福協南部副会長、連合九州ブロック連絡会西村代表幹事、大分県神崎商工労働部長より、祝辞と連帯のご挨拶をいただいた。



議案審議は、吐合事務局長より、2017年度活動報告・決算報告、2018年度活動方針等が報告・提案され、満場一致で承認された。

なお、総会終了後、大分県立芸術文化短期大学准教授・NPO法人「まちのカルシウム工房」代表 竹内裕二氏より、「地域活動への誘い！活動前の不安の正体とその解決策」と題して記念講演が開催された。

長野県労福協からの取り組み報告

構成団体間の連携強化を確認

1月23日、構成9団体の幹部役員25名に参加頂き、構成団体合同研修会を開催した。この研修会は構成団体トップセミナーとして位置付け、労働団体と事業団体が「ともに運動する主体」として連携を図り、協同組合の社会的価値や優位性を再認識することを目的に毎年実施している。今年度は東部ブロック黒河会長より「労福協の理念と2020年ビジョンの実践と課題」と題してご講演頂くとともに、「千葉県労福協の取組について」小柳常務理事から先進的な取組みのご説明を受けた後、意見交換を通して、団体間の更なる連携強化につながる有意義な研修となった。



奨学金問題セミナーを開催

2月17日、信州大学工学部国際科学イノベーションセンターにおいて県生協連と共催で、「奨学金の現状を知り、未来を切開く」をテーマとしたセミナーを開催し、約60名の参加があった。

当日は、中京大学の大内 裕和教授より「若者の格差と貧困—奨学金問題から考える」と題した基調講演の後、全国学生生協連前学生委員長の升本 有紀さんからの「学生生活実態調査と学生向け奨学金アンケートの結果より見える事」とした報告を受けた。



大内教授からは、奨学金の現状や奨学金問題が日本の未来に及ぼす影響等についてわかりやすく説明を頂き、また、升本さんからは、奨学金問題が学生生活の身近な問題になっているかを実例を挙げながら報告がなされ、出席した皆さんからは、「奨学金への問題点がわかり疑問が解消した」「大学生の生活が想像以上に厳しい生活実態が判った。子供の進学にあたっての参考としたい」などのご意見を頂いた。

二〇一八年二月 連載③① 賀川豊彦が作った「中ノ郷質屋信用組合」 (前号からの続き) 協同組合外伝 ⑩

当時、質貸付を行っていた信用組合は全国で三十組合ほどあったようだ。長野県の上田市信用組合(現在のの上田信用金庫)もその一つである。上田市信用組合は、通常の信用事業では救いえない小零細業者や庶民の存在することを知り、一九二六(大正十五)年、別に共同質屋信用組合を設立したのだが、役員は兼務であった。出資金一口一円を一回十銭宛十年間に払い込む、貸付限度額百円、弁済期間は六か月、事情によってはさらに延期するという庶民にとってありがたい協同組合組織であった。

上田の事情を学んだ賀川からは、中ノ郷地区は質屋を必要とする零細業者や労働者が多く住む地区だったゆえ、ただちに質屋信用組合の設立にとりかかったのである。当時、東京にはおよそ二千軒の質屋があったが、協同組合組織の質屋信用組合(質屋)は初めてだった。一般的な庶民の金融は質屋しかなかったとはいえ、質屋を持つての質屋通いは世間体が悪いと思われていた時代である。そのため、あまり人目につかないようにと中之郷質屋信用組合は、表通りから一本入った場所での営業を始めた。今日の金融機関はこぞって表通りに店舗を構えているが、中ノ郷信用組合の本店が今でも目立たない場所のままにあるのにはそういう背景がある。

一九五一(昭和二六)年に信用金庫法が出来た時、信用金庫になるか信用組合のままか議論になった。しかし、質屋と信用金庫ではそれぞれ異なる金利規制が定められており、質屋の金利は信用金庫の上限金利を大きく上回っている。質屋を兼営している限り信用金庫に転換できないのであった。信用金庫に移行していく資格は十分にあったのだが、質屋という庶民の小口金融を継続する道を選んだ結果、あえて信用組合にとどまることにしたのである。もっとも、消費者金融の出現などの社会情勢の変化もあって質貸付の衰退は年々激しく、昭和四十七年、ついに質業務を完全に廃止することになったのだが。

こうして、賀川豊彦が蒔いた質屋信用組合の種は、九十年後の今も中ノ郷信用組合として立派に花を咲かせながら、地域の中小事業者・庶民の金融を支えて続けている。(高橋均)